

## 「先端設備等導入計画」（中小企業等経営強化法）

### に基づき取得した課税標準の特例について（令和5年4月1日～取得分）

中小企業等経営強化法に基づいて、「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」を作成し、熊本市（経済政策課）の認定を受けることで、地方税法の規定による固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置が受けられます。（地方税法附則15条第45項）

#### 1 対象者

##### 資本又は出資を有する法人の場合

賦課期日（1月1日）現在、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、以下のいずれにも該当しない法人

同一の大規模法人※に、発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている。  
複数の大規模法人に、その発行株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている。

※大規模法人＝資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は法人もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く法人。

##### 資本又は出資を有しない法人、個人事業者の場合

賦課期日（1月1日）現在、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人又は個人事業者

#### 2 対象設備

導入計画の認定を受け新規取得した設備のうち、投資利益率が旧モデル比で年平均5%以上向上する以下の設備

設備の種類	取得価格（1台1基あたり）
機械及び装置	160万円以上
工具（測定工具・検査工具）	30万円以上
器具及び備品	30万円以上
建物付属設備	60万円以上

※生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。

※中古資産でないこと。

※建物付属設備については、償却資産として課税されるものに限る。

### 3 取得時期・特例率一覧

取得時期	適用期間	特例率
(賃上げ表明あり) 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日	5年間	1/3
令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日	4年間	1/3
(賃上げ表明なし) 令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日	3年間	1/2

### 4 提出書類

- ・ 先端設備等導入計画の認定申請書(写)
- ・ 先端設備等導入計画の認定書(写)
- ・ 先端設備の計画書(写)

※リース資産でリース会社が申告する場合に必要な追加書類

- ・ リース契約書(写)
- ・ リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

### 5 お問い合わせ先 096-328-2195 (熊本市役所 固定資産税課)